

(仮称)板橋区手話言語条例案の概要に対する パブリックコメントについて

1 趣旨

平成18年、国連総会において、『障害者の権利に関する条約（以下、権利条約）』が採択され、第2条で「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語と定義づけられました。

国内では、昭和45年に制定された『障害者基本法』の平成23年の改正の際、同法第3条第3号において意思疎通の手段として手話も言語に含まれることが規定され「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と明記されています。なお、平成26年に権利条約は批准されました。

一方、自治体の動きとしては、平成25年10月に鳥取県が全国初となる手話言語条例（『鳥取県手話言語条例』）を制定しています。現在、22道府県、2区、142市、19町の合計185自治体で手話言語条例が制定されています。23区では、平成30年3月23日に江戸川区で手話言語条例が制定され、同年7月5日に荒川区で制定しています。

区では、平成30年第2回区議会定例会において板橋区手話言語条例（仮称）制定に関する陳情が採択されました。聴覚障がいや手話に対する理解啓発を進め、聴覚障がい者と健聴者との意思疎通を円滑にすることで、社会参加を促進し、権利を保全する目的から手話言語条例を制定することにいたしました。

このたび、条例案の概要がまとまりましたので、この内容について、区民の皆様のご意見を募集いたします。

2 意見の提出

(1) 募集の対象

(仮称)板橋区手話言語条例案の概要※別紙2参照

(2) 募集期間

平成30年12月1日(土)～12月24日(月)

(3) 対象者

区内在住・在勤・在学の方、区内に事務所・事業所を有する個人・法人・各種団体

(4)閲覧場所

障がい者福祉課（板橋区役所本庁舎南館3階 24番窓口）、区政情報課
（本庁舎1階）福祉事務所、各区立図書館、板橋区ホームページ

(5)提出方法

下記①～⑥を明記のうえ、12月24日（必着）まで、直接または郵送・
FAX・Eメールで回答

- ① 郵便番号・住所
- ② 氏名（ふりがな）
- ③ 区内在勤・在学の場合は勤務先・学校名とその所在地
- ④ 法人・各種団体の場合は名称とその所在地・代表者氏名
- ⑤ 区内で活動する個人などは活動内容
- ⑥ 条例案の概要に対する意見

※住所・氏名などは公表しません

※提出された意見に個別の回答は行いません。

※（仮称）板橋区手話言語条例案の概要と関係のないご意見については
公表しません。

※結果公表の際には、分類の都合上、いただいたご意見を分割や類
似同趣旨の意見を集約して掲載する場合がございます。

(6)提出先

〒173-8501

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区福祉部 障がい者福祉課 管理係 手話言語条例担当

電話：03-3579-2361

FAX：03-3579-4159

Eメール:f-keikaku@city.itabashi.tokyo.jp

※件名に【手話言語条例概要】と明記ください